一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成25年度第3四半期分)

法 人 名	独立行政法人森林総合研究所					
案 件 番 号	5					
入 札 及 び 契 約 方 式	一般競争入札(総合評価落札方式)					
契 約 の 件 名 及 び 数 量	水流に対する樹木の抵抗特性測定のための水路実験補助作業					
契 約 締 結 日	平成25年10月16日					
契約の相手方の商号又は名称等	(株)共和技研					
	平成25年9月19日 入札公告					
入 札 経 緯 及 び 結 集	平成25年10月11日 入札説明書交付期限等					
	平成25年10月15日 開札					
一者応札・応募等の改善取組内容						
改善項目	具体的な取組内容					
①仕様書の見直し等	入札審査委員会において、仕様書、公告日、公告掲示場所等について検討した。より多くの参加が見込めるよう実験実施期間、人員配置等について仕様書内容を一部見直しした。					
②業務等準備期間の十分な確保	前年度と同様の業務履行期間を確保した。					
③公告期間の見直し 〇	前年度と同様の公告期間を確保した。					
④公告周知方法の改善 〇	林木育種センターへ入札公告の掲示を依頼し、幅広くPRを行った。また、つくば市商工会および筑波研究支援センターのホームページに調達情報のリンクを貼ってもらい幅広く周知を図った。					
⑤電子入札システムの導入 ×	現在導入の予定はない。					
⑥業者等からの聴き取り	応札者以外に入札説明書を受領した者はいなかった。					
⑦競争参加資格の拡大	予定価格に対応する格付等級のほか、全等級を対象とした。前年 度も全等級としている。					
法人における事後点検の結果講ずることとした措置						
一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策は全て実施した。						
契約監視委員会のコメント						
上記のとおり、法人における改善取組はほぼ実施されているが、業務等準備期間、公告期間の見直し等改善する余地はあると思われる。						
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き見直しを実施し、複数応札となるよう取り組む。						
本案件を審議した契約監視委員会の委員						
委員の合議により審議						

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「〇」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成25年度第3四半期分)

法	法 人 名				弘 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター	
案	条 件 番 万		1	7 2		
入 札	及び	ジャック ジャック ジャック ジャック ジャップ ション・ション ション ション ション ション ション ション ション ション ション	約	方:	大 一般競争入札	
契約	の件	名	及び	数	平成25年度独立行政法人森林総合研究所森林農地整備セン ター分収造林契約地(栃木県外17県)境界図作成業務	
契	約	締	結	ı	平成25年11月14日	
契約の	相手方	の商・	号 又 は	名称等	一般社団法人日本森林技術協会	
					平成25年7月31日 入札公告	
入札経緯及び結果					平成25年8月28日 競争参加資格確認申請〆切	
					平成25年9月26日 開札(不落)	
					平成25年10月2日 入札公告	
					平成25年10月23日 競争参加資格確認申請〆切	
					平成25年11月12日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容						
改善項目 状況				状況	具体的な取組内容	
①仕様書の見直し等				0	初度入札において、技術者の要件を緩和し応札者拡大を図った。 2回目の公告では境界図作成対象地を縮小し、応札者拡大を図った。 た。	
②業務等準備期間の十分な確保				0	初度入札において、入札公告日から開札日まで休日を除いて40日間を確保した。 2回目の公告では施工期間を勘案し、休日を除いて28日間確保した。	
③公告期間の見直し 〇				0	初度入札において、休日を除いて20日から21日間に延長した。 2回目の公告では施工期間を勘案し、休日を除いて15日間確保した。	
④公告周知方法の改善 〇				0	平成22年度にRSSを導入し、幅広く周知を図っている。	
			λ	×	維持管理費用に見合う入札件数を見込めないため導入していない。	
⑥業者等からの聴き取り				0	配置予定技術者の確保が困難とのことであった。	
	法人における事後点検の結果講ずることとした措置					

一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策をすべて実施した。

契約監視委員会のコメント

上記のとおり、法人における改善取組はほぼ実施されているが、「業者等からの聴き取り」によって得られた改善事項があれば、翌年度以降改善していく必要がある。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) これまでの取り組みを引き続き実施する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

委員の合議により審議

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善 方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「〇」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。